れる排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については二・〇、炭化水素については〇・三〇、窒素酸化物については〇・一五を超えないものであればよい。

151　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であるもののうち、平成二十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号の口に掲げる自動車及び第八十六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）及び平成二十五年九月一日以降に製作されたもののうち、輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年九月三十日以前に指定を受けたものについては、細目告示第四十一条第一項第十七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については二・〇、炭化水素については〇・三〇、窒素酸化物については〇・一五を超えないものであればよい。

152　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるもののうち、平成二十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号ロに掲げる自動車及び第八十七項の自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十八号及び第百十九条第一項第九号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については二・七、炭化水素については〇・四〇、窒素酸化物については〇・二〇を超えないものであればよい。

153　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって軽自動車であるもののうち、平成二十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び第八十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年十月一日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）及び平成二十五年九月一日以降に製作されたもののうち、輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年九月三十日以前に認定を受けたものについては、細目告示第四十一条第一項第十九号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については三・〇%、炭化水素については百万分の千を超えないものであればよい。

154　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車であるもののうち、平成二十五年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車及び第八十九項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）及び平成二十五年九月一日以降に製作されたもののうち、輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年九月三十日以前に指定を受けたものについては、細目告示第四十一条第一項第十九号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素等発散防止装置指定自動車を除く。）及び平成二十五年九月一日以降に製作されたもののうち、輸入された自動車以外の自動車であって平成二十四年九月三十日以前に指定を受けたものについては、細目告示第四十一条第一項第十九号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については三・〇%、炭化水素については百万分の千六百を超えないものであればよい。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。